

## 平成30・31年度指名競争入札参加資格審査申請について

うきは久留米環境施設組合が行う指名競争入札等に参加を希望される方（業者）は、次の要領により申請書を提出してください。

### 1. 受付業種

\*建設工事      \*測量・建設コンサルタント      \*物品製造等

### 2. 資格の有効期限

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 3. 参加要件      次に掲げる要件に該当しない者に限る

(1) 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項についての審査を受けていない者。

(2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後申請日現在において2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

①契約の履行に当たり、故意に工事（業務）若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑥前記の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。

- (5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者。
- (6) 営業に関し、法律上必要とする資格等を有していない者。
- (7) 建設工事については、次の各号に定める届出の義務がある場合において当該義務を履行していないもの。

- ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

#### 4. 受付期間

平成29年12月1日（金）から平成30年1月31日（水）まで  
[土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く]

#### 受付時間

午前8時15分～午後5時（午後0時～1時を除く）

#### 5. 受付場所

〒839-1333

福岡県うきは市吉井町富永2015番地

うきは久留米環境施設組合

TEL0943-75-2066

#### 6. 提出書類

別紙 「平成30・31年度うきは久留米環境施設組合指名競争入札  
参加資格審査申請書一覧表」を参照

様式は、国土交通省、うきは市に準じる様式

#### 7. 提出方法

組合に持参、または郵送による。なお、郵送の場合、期間内必着。  
書類は、「申請書類一覧表」の順に綴じてください。

平成30・31年度うきは久留米環境施設組合  
競争入札参加資格審査申請書類一覧表

	書類名	建設工事	測量・建設 コンサル タント	物品 製造等	備考
1	競争参加資格審査 申請書	○	○	○	
2	営業所一覧表	○	○	○	
3	工事経歴書	○	—	—	(2ヶ年分)
	測量等実績調書	—	○	—	(2ヶ年分)
	営業経歴書	—	—	○	(2ヶ年分)
4	技術者経歴書	○	○	—	
5	総合評定値通知書等の写し (経営事項審査結果)	○	—	—	申請中の場合は申請書の写し
6	許可登録等証明書	○	○	—	写し可
7	登記簿謄本(法人) 身元証明書(個人)	○	○	○	写し可 発行後3ヶ月以内のもの
8	財務諸表類	—	○	○	個人は所得税収支決算書
9	<b>国税</b> 法人税(個人は所得 税)、消費税及び地方消 費税	○	○	○	納税証明書(未納がない旨) 法人⇒「その3の3」 個人⇒「その3の2」 発行後3ヶ月以内のもの
	<b>都道府県税</b> (契約先とな る事業所の都道府県) 法人事業税(個人は個 人事業税)	○	○	○	未納がない旨の証明可 発行後3ヶ月以内のもの
	<b>市町村税</b> (契約先とな る事業所の市町村) 法人市町村民税(個人 は個人市町村県民税)	○	○	○	未納がない旨の証明可 発行後3ヶ月以内のもの
10	印鑑証明書(写し可)	○	○	○	発行後3ヶ月以内のもの
11	使用印鑑届	○	○	○	
12	委任状	○	○	○	委任を行う場合のみ
13	誓約書	○	○	○	
14	役員等調書及び照会承諾書	○	○	○	